

「人口減少克服・地方創生」に向けて

昨年実施された国勢調査により、我が国が本格的な人口減少社会に突入したことが鮮明になった。さらに、東京都への転入超過は、2012 年以降 4 年連続で増加しており、東京一極集中の傾向も依然として続いている。

このため、地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行しており、今後、そのスピードがさらに加速すると見込まれることから、一刻も早く人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を構築していくことが、喫緊の課題となっている。

この課題解決に向けては、地方自ら、地域が直面している課題について考え、創意工夫しながら主体的・自立的に、魅力ある地域づくりの取組を進めると同時に、国においても、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015 改訂版)」に掲げた「「東京一極集中」を是正する」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する」、「地域の特性に即して地域課題を解決する」の 3 つの基本的視点に沿って、強力に政策を推進していくべきである。

中国地方知事会は、国家的課題である「人口減少克服・地方創生」の推進に向けて、引き続き、国と一丸となって取組を進める決意であり、国においては、地方が地域の実情に応じた取組を推進できるよう、次の事項について強く求める。

1 地方への分散のために

(1) 「地方」への移住・定住

地方暮らしの魅力を PR する継続的なキャンペーンやマスメディアを活用し、地方志向へと価値観を転換するような機運醸成の取組を積極的に進めること。

また、移住者の住まいや就職等に対する支援、移住相談窓口の充実など、地方が独自に取り組む施策に対して十分な支援措置を講じること。

(2) 企業の地方分散

東京一極集中を是正し、全国各地で多様で活力ある地域を創出するため、国は、企業の本社機能や研究開発拠点等の東京圏から地方への移転

について、数値目標を設定するとともに、企業の相談窓口、情報発信の拠点となる施設を設けるなどにより、促進すること。

また、企業が地方に移転する上でのインセンティブがより高まるよう、企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制や、東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度の創設などにより、税負担の軽減を拡充すること。

(3) 国家戦略としての政府関係機関の地方分散

「政府関係機関移転基本方針」に基づき、地方移転を行うとされた機関については、その具体化に向けた関係者間協議を、国が主体となって精力的に進め、速やかな移転実現を図ること。

また、移転に伴う用地の確保、施設の整備、職員住宅の確保など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とし、移転先自治体の負担軽減を図るとともに、移転後の国の機関としての機能確保や、共同研究の実施など地方関係機関との連携を踏まえ、適切な体制を整えること。

併せて、東京一極集中の是正や地方創生の観点から、政府関係機関の地方移転を今回限りの一過性のものとすることなく、今後も国家戦略としてさらなる移転に取り組むこと。

なお、今後の取組を進めるに当たり、ICTを活用したテレビ会議やテレワーク等、中央省庁の移転に係る実証実験（社会実験）については、中央省庁のほか独立行政法人も含めて行うこと。

(4) 大学・研究施設の地方分散

大都市に集中している大学・研究施設の地方移転や、大都市での大学の新設や定員の抑制を進めること。特に、工学系や農学系など地方に研究資源が豊富に存在する分野の地方移転は、研究内容の向上や地方における産業振興にもつながることから重点的に取り組むこと。

また、地域に必要な人材の育成や、地域の多様な主体と連携し課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分見直しなど、地方の大学への支援を充実させること。

(5) 「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想の検討

「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想については、受け入れ側と

なる地方において、財政負担の増加、介護施設やサービス付き高齢者向け住宅の確保、医療・介護人材の確保・育成等への懸念があり、住所地特例のさらなる拡大や介護費用の地方負担を調整する財政調整交付金の配分見直し、サービス付き高齢者向け住宅の地域の特性に応じた要件の緩和など、都市部の高齢者が移住しやすい環境づくりも含め、地方の実情に十分即した形で検討し、円滑な実現を図ること。

2 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるために

(1) 若者の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう社会づくりの推進

若者が、それぞれのライフプランを描き、希望どおり結婚、妊娠、出産、子育てができるよう、雇用の安定、出会いの場の提供、不妊治療支援の拡充、安心・安全な周産期医療体制の確保、子育て支援施策の充実など、切れ目のない支援制度づくりを進めること。

また、結婚や家庭の良さを前向きに考えてもらうためのキャンペーンの展開や、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発などにより、若年層の関心を高め、社会全体で応援する気運づくりを推進すること。

(2) 地域の実情に応じた取組への支援制度の充実

国の平成28年度当初予算に計上された地域少子化対策重点推進交付金については、従来の地域少子化対策強化交付金に比べて事業内容が限定されるなど、採択要件が厳格化されていることから、地方が地域の実情に応じて柔軟に事業実施できるよう、より自由度の高いものとするとともに、補助率の引き上げと規模の拡大を図ること。

(3) 子育て家庭の経済的負担の軽減等

子どもは国の未来を担う存在であり、社会全体で子どもを育てるという認識に立ち、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育料・教育費や子どもの医療費の軽減など、国の責任において、大胆な経済的支援制度を創設すること。

特に、多子世帯や若い世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・幼稚園等の保育料の負担軽減について、思い切った施策を講じること。

なお、子育て支援に係る医療費助成等の地方単独事業に伴う国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、速やかに廃止すること。

(4) 保育サービスの充実及び財源の確保

子ども・子育て支援新制度において、保育サービスの量的拡充と質の改善が同時に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに、深刻な保育士不足を解消するため、保育士の処遇を抜本的に改善し、保育士の確保に向けた取組の拡大を図ること。

また、地方において効率的・効果的な保育事業が実施できるよう、3府省に分かれた施策が一体的に執行できるよう制度の見直しを図ること。

さらに、保育士不足やその他保育に係る課題は各県や地域で異なることから、それぞれの実情に応じて、柔軟かつきめ細かに対応できる施策を機動的に実施できるよう、保育サービス全般に活用できる交付金の創設など、自由度の高い財政的な支援等の措置を講ずること。

(5) 女性の活躍促進、仕事と家庭の両立に向けた社会環境の整備

男女が共に子育て・介護に関する制度を利用しやすい職場風土の醸成や、女性の就業継続や再就職、起業・創業支援、男性の家事・育児・介護の分担に対する意識改革、保育所や放課後児童クラブの充実による待機児童対策、介護休業制度が利用しやすい環境づくりや介護サービスの充実などの取組を総合的に推進し、誰もが仕事と家庭を両立でき、安心して働き続けられる環境を整えること。

また、税制面のインセンティブ等により、女性の活躍や男性の家事・育児参画の促進に向けた取組を行う企業の支援を充実させること。

(6) 三世代同居・近居の促進

祖父母など世代間で助け合いながら子育て、孫育てができるよう、新たに措置された三世代同居住宅の新築・改築への支援や、所得税の軽減措置などの三世代同居・近居を支援するための優遇策等のさらなる拡充を図ること。

3 人が集まり・人が定着する 魅力ある地方をつくるために

(1) 地域産業の競争力強化

地方の企業の成長を後押しする規制緩和や新技術・新製品の開発支援など、地域産業の競争力強化を促進する取組を一層充実させること。

また、中山間地域特有の「地域資源」や「伝統・技術」、地方の特性を活かした産業など、地方の創意工夫をビジネスとして発展させるため、地方の取組を支援すること。

(2) 外国人観光客の受入促進

海外に対する情報発信を強化するとともに、税関・出入国管理・検疫（C I Q）などの受入体制の整備・充実のほか、国際的に質の高い観光地の形成に向けて、「日本版DMO」の形成・支援、外国語併記の観光案内標識の設置、無料公衆無線LANの整備、緊急時の情報伝達、人材育成などの環境整備に取り組むこと。

(3) 農林水産業の成長産業化

「地方創生」の中核となる強い農林水産業と活力ある農山漁村の実現に向け、新規就業者の確保・定着、経営感覚に優れた経営体の育成、6次産業化、輸出拡大への支援など農林水産業の生産性の向上や高付加価値化による競争力強化を図るとともに、生産基盤の整備を計画的かつ着実に推進し、農林水産業を成長産業へと飛躍させるための対策を強力に推進すること。

(4) 専門的な人材の地方への呼び込み

都市圏の大企業等のプロフェッショナル人材が、地方の中堅・中小企業の事業経営に参画する取組については、一定期間の期間、継続的に取り組むことが必要であることから、引き続き必要な財源を確保すること。

また、地方企業が東京圏在住者に対して情報提供や相談対応ができる場や人材獲得に係るコストの低減につながるサテライト採用面接会場の設置など、マッチングのための環境を充実させる施策を講じること。

(5) 地方の教育の魅力向上・充実

地方が取り組む、幼児・初等中等教育の質の向上、高等教育の質・量の充実、グローバル人材の育成など、特色ある教育の更なる充実・強化に向け、必要な財政支援や制度の創設などを検討すること。

また、地方でも充実した高等教育を受けられる環境を整備し、地域産業の担い手となる高度人材を育成・確保するとともに、教育・研究成果を地域に還元し、地域産業の活性化に資するよう、地域の「知の拠点」である地方の大学への支援を充実させ、その機能強化を図ること。

(6) 地方の実情に応じた人口対策の推進

人口流出を防止するため、人口規模などの一律の基準で地方拠点都市に都市機能、行政機能などを集約させる施策だけではなく、小規模な都市や中山間地域、離島地域においても高齢者や若者も含めた人々が住み続けることができるよう、定住自立圏や小さな拠点の形成の支援などと併せ、これらの要件を満たさない地域においても、実情に応じたまちづくり事業に取り組めるような支援策を講じること。

4 人口減少克服・地方創生の取組を推進するために

地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成28年度地方財政計画にも計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定にあたっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを考慮すること。

また、地方創生推進交付金については、地方が地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえて施策展開を図れるよう規模を拡大し、継続的なものにするとともに、地方の意見を十分に踏まえ、手続きを簡素化したうえで、対象となるハード事業の拡大など、より自由度の高い内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。

加えて、地方創生推進交付金に係る財政負担については、平成29年度以降も、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

5 地方自らが創意工夫を発揮するために

(1) 地方分権改革の推進

地方分権改革は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、「提案募集方式」において地方から提案のあった事項については、財源確保の措置も含め、政府全体として、提案をいかにして実現するかという断固たる姿勢で取り組むこと。

なお、移譲が、提案の一部の限定的、断片的な事務・権限に留まることのないよう配慮するとともに、「検討を行う」などとされた提案については、地方分権改革有識者会議等において適切にフォローアップを行い、

提案が早期に実現するようスピード感を持って取り組むこと。

また、地方版ハローワークの検討に当たっては、国と同等の機能を持つ地方版ハローワークでなければ大きな効果は期待できないことから、地方側と十分協議を行い、地方の実情に即した制度設計とするとともに、十分な財源措置を講じること。

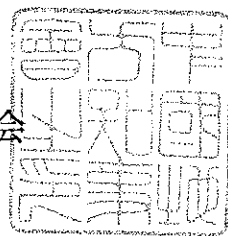
さらに、「国家戦略特区（地方創生特区を含む）」については、地方の創意工夫による大胆な取組を実現することができるよう、地方提案の積極的な採択を行うこと。

（２）地方創生を支える基盤の整備

高速道路のミッシングリンク解消や暫定２車線区間の対策等をはじめとした地方創生の基盤ともなる対流促進型国土の形成や、港湾機能の強化や空路の充実、鉄道の高速化など、人や企業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正に取り組むこと。

平成２８年５月２３日

中国地方知事会



鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政